

巻末資料

- 参考資料① 「本人の自立を支える家庭生活について」
- 参考資料② 「障害者総合支援法におけるサービスの利用」
- 参考資料③ 「障害者手帳について」
- 参考資料④ 「卒業生の進路状況について」
- 参考資料⑤ 「障害年金・手当等」

参考資料① 「本人の自立を支える家庭生活について」

1 基本的な生活習慣の見直し

卒業後を想定して、「自分のことは自分で」「一人で確実に」行うことができるよう確認してみましょう。

～ 家庭における毎日の生活習慣が、就労先においてもそのまま表れます ～

◆ 着替え

- 会社や施設のロッカーや更衣室等、どこでも着替えることができる。
(社会人にふさわしい着替え方[上下を一度に脱がない等]ができる。)
- 立ったまま短時間で着替える。
- 脱いだ服をきちんとハンガーにかけたり、畳んだりする。
- 着替えた後、身だしなみを整える。(シャツを入れる。襟を整える等)
- 季節や場面に合わせた服装をする。

◆ 清潔

- 前日に入浴し、きちんと体や髪を洗っている。
- 洗顔・歯磨き・ひげそり・整髪・爪切り等ができています。
- 清潔感のある服装をする。(汚れ・しわ・シャツの裾・靴の汚れ等)
- 鼻や指をなめたりしない。
- 食事の前や手が汚れた時等に、自分から手を洗う。
- ハンカチを携帯し、使用する。
- 汗をかいたり汚れたりしたら、着替える。

◆ 食事

- マナーを守って食事をする。(こぼさない、音をたてない、姿勢に気を付ける、口の周りを拭く等)
- 一定時間内に食べる。(30分程度)
- 汚したテーブルや床をきれいに拭く。
- 好きなもの嫌いなものが分かって伝える。

◆ 排せつ

- 仕事の区切りや休憩を利用して排せつする。
- トイレを汚さずに使う。
- トイレを汚した場合は、自分で処理する。(難しい場合は、汚したことを伝える。)
- ズボンを下ろさずに排尿する。(男子)
- 生理の処理を適切にする。(女子)
- トイレの戸を閉めて用を足す。
- 使用後、水を流す。
- トイレトペーパーを適切に使う。(適量・拭き方等)
- スリッパ等に履きかえて使用し、使用後は、きちんとそろえて脱ぐ。
- スリッパ等が乱れていたなら、きれいに並べる。

◆ 生活リズム

- 早寝・早起きをし、しっかりと睡眠をとり、疲れをためないようにする。
- 食事をきちんと(適量・時間・回数)とる。(特に、朝食をしっかりとる。)
- 排便のリズムを整える。

2 家庭の中での役割

卒業後を想定し、家族の一員としての役割を毎日責任をもってやり遂げることを、積み重ねていきましょう。

～ 家事労働は、「働く力」のベースをつくります ～

- ☆ 自分のためではなく、「家族のためになり、感謝されること」「やらなければ家族が困ること」
家族にとって なくてはならない存在に！
- ☆ 一連の流れがあり、自分で考える場がある活動。
- ☆ お手伝いとしての活動ではなく、役割として全てを任せる活動。
- ☆ 終わったら、必ず家族に報告をするようにし、確認した後「ありがとう」の一言を。
(きちんとできていない場合は、その部分を確実にやり遂げるようにすることも大切)

(例) 炊飯 (夕食後に翌日分のお米をといでセットする。)

食事の前の準備 (テーブル拭き⇒お箸等の準備⇒配膳⇒準備ができたなら家族に知らせる)

食事の後の食器の片付け (きちんと洗って、食器棚に片付けるところまで)

洗濯 (ポケットの中をチェック⇒洗剤の投入⇒洗濯⇒洗濯物干し⇒取り込み⇒畳み⇒分類と収納)

休日の昼食や夕食の材料の買い物⇒調理⇒片付け

- 献立から材料を家族と共に考え、メモを作り、買い物に行く。
- 調理をする。(基本的な部分をおさえたら、やり方や手順は本人に任せて)
- 使った道具や食器を洗って最後まで片付ける。
- レシートを見ながら、家計簿に付ける。⇒予算を考えて買い物をする。
※ 時間が許せば、毎日仕事帰りに買い物に取り組む。

掃除 部屋の掃除機かけ トイレ 玄関 廊下

風呂掃除 ⇒ 湯張り(タイマーを使って、タイマーが鳴ったら水を止める)

3 スケジュール管理

生活の自己管理ができるようになりましょう。

～ 「させられる生活」「言われてする生活」から「自分でする生活」へ ～

- 平日の一日の流れ(起床・朝の役割・朝食・登校・学校・帰宅・帰宅後の役割・夕食・入浴・自由時間・就寝等)を相談しながら決め、表にして掲示しておく等して、自発的な行動ができるようにしましょう。
- ※ その都度時計を見るようにし、時間を意識しながら行動するようにしましょう。
- カレンダーに予定を書き込んだり、休日のスケジュールを自分で決めたりして、見通しをもって生活が送れるようにしましょう。

4 金銭管理

消費者としての学びを深めましょう。

～ 働いたことが、給与(お金)につながっている ～

- 給与は、「生活費」「小遣い」「預貯金」に分けて、計画的に使う必要があります。
 - 生活費 … 食料費、電気代、水道代、電話代等、生活していく上で必要なお金があることを、理解できるようにしましょう。(例：1か月の家庭の収入・支出が分かるようにしたり、予算内で一緒に買い物活動をしたり)
 - 小遣い … 何に使うかを相談して計画を立て、使ったものは小遣い帳等に記録していくようにしましょう。好きな物を買う喜びを知っていると、働くためのやりがいの一つになります。
 - 預貯金 … 通帳を作成するとともに、お金の引き出し方やクレジットカードの使い方(トラブル等への対処の仕方)等も知っておきましょう。

5 社会生活・余暇活動

- 郵便局・図書館等の公共機関や、レストラン、映画館等、徐々に一人で利用できるように経験を積んでいきましょう。
- ※ 社会のルールや公共の場でのマナー等、一緒に外出する際に点検し、必要な修正をしましょう。
(まずは、家庭のルールを守ることができることが大切です)
- 好きな場所に、一人で時間を守って外出する経験を積みましょう。
- 休日等、スケジュールをたて、交通機関を使って、一人で外出する経験もしてみましょう。
(時計の活用・金銭の管理等も一諸に学ぶ機会としましょう)
- スマートフォンの使い方やルールを確認しておきましょう。
- 経験を家庭から外へ、家族と一緒に自分一人の活動へと広げ、失敗を学習の機会と捉え、その時・その場で事態を修正し、新たな適切な行動を伝えていきましょう。
- 性的な興味や関心は、思春期なら当然のことであり、具体的な対応方法を伝えていきましょう。この場合は、同性があたるようにしましょう。
- 本人にとって難しいと思われることでも、全部をやってしまうのではなく、本人に関することは、一緒に行い、説明を積み重ねる中で、本人の理解を促していきましょう。
(定期の購入、通帳の作成、療育手帳の更新、市役所等での手続き、病院の受付等・・・)
(日々の生活の中でも：季節ごとに衣服の入れ替え、古くなったものの処分、物の管理・・・)

子どもの特性によって支援の仕方は様々です。今から意識して準備していくことで、卒業後の生活に見通しがもてます。卒業後の一歩をしっかりと踏み出せるように今からできることをしていきましょう。

学校においても、「基本行動」の定着が効果的に図れるよう、着替え、手洗い、掃除等の基本的な生活習慣や、通学について、一人一人の実態に応じて指導しています。学級担任と相談され、重点項目を決めながら家庭と協力しながら定着していこうと考えております。

参考資料② 「障害者総合支援法におけるサービスの利用」

障害者総合支援法におけるサービスの利用については、個々の障がいのある人々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

障害者総合支援法におけるサービスの利用

◎ 障害者総合支援法における福祉サービスの体系	
○ 介護給付（生活を支援するサービスです。）	
・ 訪問系	
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己の判断能力が制限されている人が行動するとき、危機を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
・ 日中活動系	
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
・ 施設系	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
○ 訓練等給付（自立を支援するサービスです。）	
・ 居住支援系	
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の介護や援助を行います。
自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上で、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の環境整備に必要な援助を行います。
・ 訓練系・就労系	
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間（生涯で2年間）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型 (A型＝雇用型のB型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を締結する就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、相談、指導及び助言等の支援を行います（最大で3年間）。

◎ 地域生活支援事業(地域の実情やニーズに応える市町村・都道府県が独自に行うサービス)	
相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
移動支援事業	単独で外出することが困難な、全身性障害または知的障害のある障がい者（児）が、目的地に円滑に外出できるよう移動を支援します。地域における自立生活や社会参加を促すことを目的としています。
地域活動支援センター 一機能強化事業	障がいのある方々が当該センターに通うことにより、創作的活動又は生産活動の機会を得ることができ、地域社会との交流が促進されることを目的としています。

※ 上記以外にも、地域の特性や利用者の状況に応じて、様々な事業が行われています。

◎ 障がい児支援サービス	
福祉型障害児入所施設	当該施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
障害児支援利用援助	障がい児の通所サービスの利用について、相談支援専門員がサービスの支給決定又は支給決定の変更前に利用者への面接等によるアセスメント（評価）を行い、障害児支援利用計画案を作成します。また、支給決定又は支給決定の変更後は、サービスを提供する各事業者等との連絡調整及び障害児支援計画の作成を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
児童発達支援	未就学で発達に心配のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

※ 詳しくは、「WAM NET(ワムネット)」<<https://www.wam.go.jp>>の情報公表システムコーナーで検索ができます。「障害福祉サービス等情報公表システム」をクリックして、「都道府県名」「表示したい市区町村」を選び、利用したいサービスを選択して検索してください。

※ 就労移行支援・就労継続支援に関しては、「えひめ障がい者就業・生活支援センターのホームページ」<<https://e-shugyo.net/>>で検索できます。「福祉事業所情報検索」をクリックして、「圏域」、「施設種別」を選び、検索してください。

参考資料③ 「障害者手帳について」

- 障害者手帳とは、「公的」に認定を受けると発行される次のものを言います。

身体障害者手帳…身体に障がいのある人を対象

療育手帳…知的に障がいのある人を対象

精神障害者保健福祉手帳…精神に障がいのある人を対象

- 障害者手帳取得のメリット

障害者手帳を持つことで、一貫したサービスを受けることができるとともに、次のような様々なメリットがあります。

 **メリット**

各種税の減免あるいは免除



 **メリット**

各種公共交通機関の割引



 **メリット**

博物館、美術館、映画館等の
各種公共施設の利用料の減免
あるいは免除



 **メリット**

電話料金、携帯電話料金等
通信費の減免



平成25年4月から、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の色及びサイズが統一されました。これまでは、それぞれの色や大きさが異なっていましたが、身体・知的・精神の3障がいを区別しない意識を育むとともに、手帳の取得や利用を促し、社会参加の促進や民間サービスの向上等を期待しています。

また、障がいのある人は、20歳から障害基礎年金を受け取ることができます(月額：1級82,812円、2級66,250円)。本人が20歳になるまでは、特別児童扶養手当が支給されます(月額：1級53,700円、2級35,760円)。障がいの程度によっては、支給されない場合もあります。

何より、障害者手帳はこういった公的福祉サービスの受給のための証明書としてだけでなく、仕事を行うに当たっての重要な役割も持っています。「障害者雇用促進法」により、国、地方公共団体、一般事業主(常用労働者数40人以上の民間企業)は、法令に定められた率(法定雇用率といいます)以上の障がい者を雇用する義務があります。具体的には、通常の企業においては雇用する全従業員の数の2.5%以上の障がい者を雇用しなければならないことになっています。

※ 【松山市障がい者福祉のしおり2023年度版】参照

参考資料④ 「卒業生の進路状況について」

1 卒業生の進路状況

過去5年間の本校高等部を卒業した生徒の進路状況は、次の表のようになっています。各年度の卒業生の進路について示しています。（各年度5月時点の数値です。）

卒業 年度	卒業生数 (人)	訓練 施設	一般就労（統計的に）		福祉サービスの利用（統計的に）		
			一般就労	福祉サービスの利用			
			一般企業	就労継続A	就労移行	就労継続B	生活介護
R1	8	0	4	2	0	2	0
R2	8	0	4	2	0	2	0
R3	8	1	3	2	0	1	1
R4	8	0	3	1	0	3	1
R5	8	0	3	1	0	3	1

2 卒業生の主な進路先

過去5年間の本校高等部を卒業した生徒の進路先は、次の表のようになっています。各年度の卒業生の進路先について示しています。（各年度5月時点の数値です。）

卒業 年度	訓練 施設	一般就労（統計的に）		福祉サービスの利用（統計的に）		
		一般就労	福祉サービスの利用			
		一般企業	就労継続A	就労移行	就労継続B	生活介護
R 1		いよぎん Challenge &Smile 愛媛大学総務部人事課環境整備室 ミウラジョブパートナー	クリバヤシ・ファーム やすまるFactory		あいクリーン アルムの里	
R 2		三真(ホテルピスタ) 愛媛大学総務部人事課環境整備室 レディ薬局四国物流センター	ひだまり 樹		シェア ひこばえ	
R 3	ジョブサポート タムラ	アユーステーション松山 ミウラジョブパートナー いよぎん Challenge &Smile	フォーチュンⅡ 幹		さなえファーム鷹子	つばさ
R 4		愛媛大学総務部人事課環境整備室 レディ薬局 ミウラジョブパートナー	むてき縁		つくしステップ カロカロワークス ひがし野	コロロひめ風 すぎな園
R 5		愛媛大学総務部人事課環境整備室 レディ薬局	樹		しおみ ひがし野 畑寺	つばさ

参考資料⑤ 「障がい年金・手当等」

2023年6月を基準とした「松山市障がい者福祉のしおり」を参考にしています。松山市に住んでいる障がいのある方やその家族の方々が利用できる年金・手当等です。記載内容は最小限にとどめてありますので、各々の詳細につきましては、それぞれの窓口を確認してください。

また、各制度の金額、資格要件、対象範囲等は、適宜改正されます。改正になった点は、月2回発行している「広報まつやま」の「市民ガイド（福祉・保健）」に随時掲載しています。

1 障害基礎年金

＜申請窓口…松山市役所別館3F国保・年金課＞

20歳になったときの障がい程度に応じて支給されます。施設に入所していても、親や家族の収入に関係なく支給されます。ただし本人の前年の収入が一定以上である場合は受給できません。20歳になったときに請求しなかった場合でも、5年分まで遡って請求することができます。障害基礎年金は障がい者の方の生活の安定と福祉の向上を図るために支給されています。

《参考》支給金額1級年額993,750円、2級年額795,000円

【2、4、6、8、10、12月の15日に支給】※令和5年4月から

2 特別児童扶養手当

＜申請窓口…松山市役所障がい福祉課＞

身体障がい(1～4級一部程度)や知的障がい〔療育手帳A及びBの一部程度〕または一定の精神障がいのある20歳未満の児童と生計同一であるときに支給されます。(所得が一定の額以下であること、施設に入所していないこと等の制限があります。)

《参考》支給金額1級月額53,700円、2級月額35,760円

【4、8、11月に支給】※令和5年4月1日現在のもの

特別障害者手当等

3 障害児福祉手当

＜申請窓口…松山市役所障がい福祉課＞

身体障がい(1・2級一部程度)や知的障がい〔療育手帳A(最重度程度)〕があり、常時介護を必要とする20歳未満の児童である方に支給されます。(所得が一定の額以下であることや施設に入所していないこと、障がいを支給事由とする障害年金等を受けていないこと等の制限があります。)

《参考》支給金額月額15,220円

【2、5、8、11月に支給】※令和5年4月1日現在のもの

4 特別障害者手当

＜申請窓口…松山市役所障がい福祉課＞

重度の障がい重複する等、常時特別な介護が必要な20歳以上の方に支給されます。(所得が一定の額以下であることや施設に入所していないこと、3か月以上入院すると受給できない等の制限があります。)

《参考》支給金額月額27,980円

【2、5、8、11月に支給】※令和5年4月1日現在のもの

5 松山市重度心身障害児童福祉年金

＜申請窓口…松山市役所障がい福祉課＞

20歳未満の児童で身体障害者手帳(1～3級)または療育手帳A・B(中度)の所持者と生計同一のときに支給されます。(療育手帳B(軽度)は対象外、保護者及び児童が松山市内に居住していることや保護者が市内に1年以上引き続いて居住している等の制限があります。所得制限はありません。)

《参考》支給金額年額24,000円

【3、9月に支給】※令和5年4月1日現在のもの

6 松山市重度心身障害者介護激励金

＜申請窓口…松山市役所障がい福祉課＞

身体障害者手帳(1・2級)または療育手帳A(最重度)の所持者で常時介護が必要な20歳以上の重度心身障がい者を在宅で介護しているときに支給されます。(介護者と被介護者が市内に1年以上引き続いて居住していることや介護者と被介護者は同一世帯であること、被介護者が介護保険の要支援・要介護の認定を受けていないこと、被介護者が障害者支援区分の認定を受けていないこと等の制限があります。所得制限はありません。)

《参考》支給金額月額10,000円

【4、8、12月に支給】※令和5年4月1日現在のもの

7 児童扶養手当

＜申請窓口…松山市役所子育て支援課＞

父(母)が重度の障がい(障害年金1級程度、常時介護を必要とする)を持つ18歳到達の年度末まで(一定の障害状態にある場合は20歳未満)の児童の母(父)に支給されます。また、父(母)の離婚や死亡等により、児童を養育している母(父)または養育者に支給されます。(公的年金受給者は年金額が児童扶養手当額を下回っていることや児童が施設に入所していないこと、所得が一定の額未満であること等の制約があります。)

《参考》児童1人につき月額44,140～10,410円、2人目は左記に10,420～5,210円加算、3人目以降は1人につき6,250～3,130円加算。

【奇数月(年6回)に支給】

※ 障がい者福祉サービス(年金・手当等)の相談窓口

障がい者福祉サービスに関する相談は、お住まいの市町福祉課や相談支援事業所の相談支援専門員が窓口になっています。